

平成30年第4回玉城町議会定例会会議録（第4号）

- 1 招集年月日 平成30年12月6日（木）
- 2 招集の場所 玉城町議会本会議場
- 3 開 議 平成30年12月14日（金）（午前9時00分）
- 4 出席議員 （13名）

1番 津田久美子	2番 江島 高明	3番 山路 善己
4番 前川さおり	5番 井上 容子	6番 竹内 正毅
7番 中西 友子	8番 北 守	9番 坪井 信義
10番 奥川 直人	11番 山口 和宏	12番 風口 尚
13番 小林 豊		

5 欠席議員 なし

6 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町 長	辻村 修一	副 町 長	田間 宏紀	教 育 長	中西 章
会計管理者	東 博明	総務政策課長	中西 元	税務住民課長	北岡 明
保健福祉課長	藤川 健	産業振興課長	西野 公啓	建設課長	中村 元紀
教育事務局長	中西 豊	上下水道課長	真砂 浩行	病院老健事務局長	中世古憲司
地域づくり推進室	里中 和樹	防災対策室長	山口 成人	生活環境室長	見並 智俊
地域共生室長	奥野 良子	監 査 委 員	中村 功		

7 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 山下 健一 同 書 記 川口 文香 同 書 記 上村 文彦

8 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第76号 玉城町個人情報保護条例の一部改正について（討論・採決）
- 第 3 議案第77号 町長、副町長及び教育長の給料並びに旅費等に関する条例の一部改正について（討論・採決）
- 第 4 議案第78号 玉城町職員の給与に関する条例（討論・採決）
- 第 5 議案第79号 平成30年度一般会計補正予算（第 討論・採決）
- 第 6 議案第80号 平成30年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）（討論・採決）

- 第 7 議案第 81 号 平成 30 年度玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号)
(討論・採決)
- 第 8 議案第 82 号 平成 30 年度玉城町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号) (討論・採決)
- 第 9 議案第 83 号 平成 30 年度玉城町水道事業会計補正予算 (第 2 号) (討論・採決)
- 第 10 議案第 84 号 平成 30 年度玉城町玉城町下水道事業会計補正予算 (第 2 号) (討論・採決)
- 第 11 発議第 8 号 閉会中の継続審査の申し出について

(午前 9 時 00 分 開議)

◎開会の宣告

○議長 (山口 和宏) ただ今の出席議員数は、13 名で定足数に達しております。

よって、平成 30 年第 4 回玉城町議会定例会第 4 日目の会議を開きます。

日程に入る前ですが、昨日 12 月 13 日に奥川議員から、予算決算常任委員会での執行部の発言に訂正を求める申し出がありました。

○13 番 小林 豊議員 議長、休憩動議。

○議長 (山口 和宏) はい。暫時、休憩します。

(午前 9 時 01 分 休憩)

(午前 9 時 08 分 再開)

○議長 (山口 和宏) ええあの、ただいま発議をいただいた結果、まああのう、執行部のほうから、同 12 月 13 日、執行部からも、発言訂正の申し出がありましたので、議会運営委員会に諮問し、昨日 12 月 13 日午後 7 時から議会運営委員会を開催いただきました結果、本来であれば、予算決算常任委員会に、で訂正頂くことではありますが、すでに採決をして閉会しておりますことや、定例会の日程勘案し、議場での訂正という答申を頂いた結果を踏まえて、よって、ここで執行部の発言を許します。

総務政策課 防災室長 山口 成人 君

○防災対策室長 (山口 成人) 去る 12 月 11 日開催の予算決算常任委員会で、議案第 79 号平成 30 年度一般会計補正予算 (第 3 号) の質疑の中、奥川委員の「自主防災資機材等整備補助金にかかるその対象自治区はどこか」との質問に対して、答弁中「各自治区」と発言いたしましたが、自主防災組織施設整備事業費補助金交付要領第 3 条第 3 号の「組織を結成しようとする自治区」に訂正させていただきます。ここでいう組織とは、要綱第 1 条に記載されております「地域の自主防災組織」であり、ご理解賜りますようお願い申し上げます。なお、現補助要綱は今年度中に整理し整備したいと考えており

ますので、併せてご理解ください。

○議長（山口 和宏） それでは、本日の日程に入ります。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は会議規則第127条の規定により議長において

3番 山路 善己 君 5番 井上 容子 君

の2名を指名します。

○議長（山口 和宏） 次に、日程第2 議案第76号 玉城町個人情報保護条例の一部改正について、ないし、日程第4 議案第78号 玉城町職員の給与に関する条例の一部改正についてを一括議題にします。只今、一括議題となりました各議案につきましては、総務産業常任委員会に付託され、審査が終了し、委員会審査報告書が提出されております。

はじめに、総務産業常任委員会委員長の報告を求めます。

総務産業常任委員会委員長 竹内正毅君

○総務産業常任委員長（竹内 正毅） 議長から 総務産業常任委員会審査の報告を求められましたので、只今、議題となっております議案の審査結果をご報告します。

去る12月10日の本会議において、本委員会に付託されました議案第76号 玉城町個人情報保護条例の一部改正について ないし、議案第78号 玉城町職員の給与に関する条例の一部改正について、3件の議案審査を、12月11日、午前9時から第1委員会室において、町長、副町長及び教育長、並びに関係職員の出席のもと7名の委員により審査を行いました。

その審査内容の詳細は、会議録をご高覧いただくこととし、議案について、審査結果のご報告をいたします。

議案第76号 玉城町個人情報保護条例の一部改正について、委員から、他の自治体の状況及び、改正後のメリット、デメリットについてはどうか。との質問に、総務政策課参与から、町村会合同事務で各委員会運営を行っているため、県内、各町統一の改正内容であること、また、メリットについては、各委員会委員の構成人は同じであるため任期統一により事務の煩雑化が解消されるとの答弁でした

本案に対する討論はなく、採決の結果、「挙手全員」で、原案を可決すべきものと決定しました。

次に、議案第77号 町長、副町長及び教育長の給料並びに旅費等に関する条例の一部改正について 委員から、現在、町長ら、月例給を5%カットしている状況の中で、今回の特別職期末手当の引き上げを改正されるお考えを伺う。との質問に、町長からは、人事院勧告に基づく措置は、従来から、所要の改正を行ってきたことをご理解いた

だきたいとの答弁でした。

本案に対する討論はなく、採決の結果、「賛成・反対同数」であったため、玉城町議会委員会条例第 14 条第 1 項の規定に基づき委員長採決により、原案を可決すべきものと決定しました。

次に議案第 78 号 玉城町職員の給与に関する条例の一部改正について、質疑、討論はなく、採決の結果、「挙手全員」で、原案を可決すべきものと決定しました。

以上、総務産業常任委員会に付託されました議案の審査結果報告とします。

○議長（山口 和宏）以上で、総務産業常任委員会委員長の報告は終わりました。

これから、委員長の報告に対する質疑を行います。

発言を許します。

（「議事進行」の声あり）

よろしですか、質疑なしと認めます。

これで、総務産業常任委員会委員長の報告に対する質疑を終了します。

まず、議案第 76 号 玉城町個人情報保護条例の一部改正についての討論を行います。討論はありませんか。

（「議事進行」の声あり）

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第 76 号 玉城町個人情報保護条例の一部改正についてを、採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

挙手全員です。

したがって、議案第 76 号 玉城町個人情報保護条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 77 号 町長、副町長及び教育長の給料並びに旅費等に関する条例の一部改正についての、討論を行います。

討論はありませんか。

（「議事進行」の声あり）

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第 77 号 町長、副町長及び教育長の給料並びに旅費等に関する条例の一部改正についてを、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数で可決です。

したがって、議案第 77 号 町長、副町長及び教育長の給料並びに旅費等に関する条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 78 号 玉城町職員の給与に関する条例の一部改正について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「議事進行」の声あり)

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第 78 号 玉城町職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

したがって、議案第 78 号 玉城町職員の給与に関する条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長(山口 和宏) 次に、日程第 5 議案第 79 号 平成 30 年度玉城町一般会計補正予算(第 3 号) ないし、日程第 10 議案第 84 号 平成 30 年度玉城町下水道事業会計補正予算(第 2 号)を一括議題にします。

只今、一括議題となりました各議案につきましては、予算決算常任委員会に付託され審査が終了し、委員会審査報告書が提出されております。

これから、予算決算常任委員会委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長 風口 尚 君

○予算決算常任委員会委員長(風口 尚) 議長から、予算決算常任委員会審査の報告を求められましたので、只今、議題となっております、各議案の審査結果をご報告します。

去る 12 月 10 日の本会議において本委員会に付託されました、議案第 79 号 平成 30 年度 玉城町一般会計補正予算(第 3 号) ないし、議案第 84 号 平成 30 年度玉城町下水道事業会計補正予算(第 2 号)の 6 件について議案審査を、12 月 11 日午前 9 時 40 分から、第 1 委員会室において、町長、副町長並びに教育長、また関係職員の出席と、議長同席のもと、11 名の委員により審査を行いました。

その審査内容は、会議録をご高覧いただくとし、各議案について審査結果の報告をいたします。

主な質疑内容は、議案第 79 号 平成 30 年度玉城町一般会計補正予算（第 3 号）については、歳入・法人税における企業の景気分析、ふるさと応援寄付金収入確保の取組み、木造住宅耐震診断等事業、経営体育成支援事業に係る具体的内容と見込み、また、雑入の収入内訳についてなどでございます。歳出・人件費及び、委託事業の進捗状況、計画的予算の計上及び、執行について、使用料徴収の考え方、文書管理のあり方と今後の方向性、防災対策など各補助事業の考え方と実施状況など、多くの質疑がなされました。

質疑後、討論はなく、採決の結果、「挙手全員」で、原案を可決すべきものと決定されました。

次に、議案第 80 号 平成 30 年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）については、質疑、討論はなく、採決の結果、「挙手全員」で、原案を可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 81 号 平成 30 年度玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）については、質疑、討論はなく、採決の結果、「挙手全員」で、原案を可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 82 号 平成 30 年度玉城町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）については、質疑、討論はなく、採決の結果、「挙手全員」で、原案を可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 83 号 平成 30 年度玉城町水道事業会計補正予算（第 2 号）については、去る 12 月 6 日改正水道法が国会で成立したことを受け、今後の玉城町水道事業の運営方針について質疑がありました。質疑後、討論はなく、採決の結果、「挙手全員」で、原案を可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 84 号 平成 30 年度玉城町下水道事業会計補正予算（第 2 号）については、質疑を終了し、討論はなく、採決の結果、「挙手全員」で、原案を可決すべきものと決定しました。

以上、予算決算常任委員会に付託されました議案の審査結果と致します。

議員各位におかれましては、本委員会の決定に対し、ご賛同を賜りますようお願い申し上げます。予算決算常任委員会委員長報告といたします。

○議長（山口 和宏）これで、予算決算常任委員会委員長の報告は終わりました。

お諮りします。

予算決算常任委員会委員長の報告に対する質疑は、省略したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「意義なし」の声あり）

「異議なし」と認めます。

したがって、予算決算常任委員会委員長の報告に対する質疑を省略します。

これから、議案ごとに討論・採決を行います。

まず、議案第79号 平成30年度玉城町一般会計補正予算（第3号）について、討論を行います。

討論はありませんか。

（「議事進行」の声あり）

「討論なし」と認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第79号 平成30年度玉城町一般会計補正予算（第3号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手全員）

挙手全員です。

したがって、議案第79号 平成30年度玉城町一般会計補正予算（第3号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第80号 平成30年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、討論を行います。

討論はありませんか。

（「議事進行」の声あり）

「討論なし」と認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第80号平成30年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

挙手全員です。

したがって、議案第80号平成30年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第81号平成30年度玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、討論を行います。

討論はありませんか。

（「議事進行」の声あり）

「討論なし」と認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 81 号 平成 30 年度玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

挙手全員です。

したがって、議案第 81 号平成 30 年度玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 82 号平成 30 年度玉城町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について、討論を行います。

討論はありませんか。

（「議事進行」の声あり）

「討論なし」と認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 82 号平成 30 年度玉城町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

挙手全員です。

したがって、議案第 82 号平成 30 年度玉城町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 83 号平成 30 年度玉城町水道事業会計補正予算（第 2 号）について、討論を行います。

討論はありませんか。

（「議事進行」の声あり）

「討論なし」と認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 83 号平成 30 年度玉城町水道事業会計補正予算（第 2 号）採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います

（挙手全員）

挙手全員です。

したがって、議案第 83 号平成 30 年度玉城町水道事業会計補正予算（第 2 号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 84 号平成 30 年度玉城町下水道事業会計補正予算（第 2 号）について、討論を行います。

討論はありませんか。

（「議事進行」の声あり）

「討論なし」と認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 84 号玉城町下水道事業会計補正予算（第 2 号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

挙手全員です。

したがって、議案第 84 号平成 30 年度玉城町下水道事業会計補正予算（第 2 号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

暫時休憩します。

（午前 9 時 34 分 休憩）

《休憩中》（追加議案の配布）

（午前 9 時 35 分 再開）

○議長（山口 和宏）再開します。これより、追加議案の審議を行います。

次に、追加日程第 1 発議第 8 号 閉会中の継続審査の申し出についてを議題にします。議会運営委員会委員長から、委員会において審査する事件につき、会議規則第 75 条の規定により閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに、ご異議ありませんか。

（「議事進行」の声あり）

「異議なし」と認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

これで、今期定例会に付議されました案件の審査は全部終わりました。

したがって、平成 30 年第 4 回玉城町議会定例会を閉会したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

「異議なし」と認めます。

したがって、今期定例会は、本日で閉会することに決定しました。

これで、平成30年第4回玉城町議会定例会を閉会します。

閉会にあたり、町長挨拶をお願いします。

町長 辻村 修一君

(閉会の挨拶)

○町長(辻村 修一) 閉会にあたり挨拶を申し上げます。提案の全議案について可決を賜りました。玉城町の当面する課題につきましては、ご承知いただいておりますように、昨年の台風災害からの復旧・復興、そして大規模なものにつきましては更に継続の事業を推進すると、こういうことでもありますし、また今年に発生いたしました台風災害によりまして工事箇所が増派をしておるとい部分であります。その他の当面する課題につきましても更なる前進をしていからければならんと考えておるわけであります。残すところ、二週間あまりで新しい年を迎えるわけでありまして、玉城町にとりましても、町のみならず方にとりましても、いい年を迎えられることを祈念申し上げて、閉会にあたりましての挨拶とさせていただきます。

○議長(山口 和宏) 閉会にあたり一言ご挨拶させていただきます。

議員各位におかれましては、この4回定例会につきまして、慎重なるご審議をいただきましたことを心より感謝申し上げます。また、行政の方の町長はじめ、職員の方々、この補正予算をしっかりと年度末までに執行していただき、また、台風に対しての災害の復旧に向けてご尽力いただきますよう、よろしく願いいたしたいと思っております。また、平成の年もあと二週間ばかりで終わろうとしています。また来年、年が明けてから新しい時代が始まるのでございますけれども、議員各位におかれましては、体にご自愛いただき、益々、議員活動にご尽力いただきますようお願い申し上げます。一言とさせていただきます。本日はご苦労さまでした。

(午前9時36分 閉会)